

## 令和3年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

令和3年4月1日現在

## 1. 契約締結前の公表

## 2. 契約締結後の公表

No	所管課	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約 予定時期	契約の相手方の 決定方法と選定基準	契約金額 (税込/円)	契約相手方 の名称	契約 締結日	履行期間又 は納入期限	契約の相手方 とした理由
1	資産管理課	三間坂駅公衆トイレ清掃業務	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	810円/回	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和3年3月31日	該当団体が1団体であったため。
2	資産管理課	庁舎駐車場車両整理業務	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により契約相手方がシルバー人材センターであること。 高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	3,537.6円 /1日1回 884.4円/ 延長1時間	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和4年3月31日	該当団体が1団体であったため。
3	健康課	高齢者軽度生活援助事業 (独居高齢者等の住居周りの除草作業等)	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 高齢者の再雇用を促進す	単価契約 880 ～1,507 円/h	公益社団法人武雄市シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和4年3月31日	該当団体が1団体であったため。

				る。予定価格の範囲内であること。					
4	環境課	資源ごみ分別作業業務 (武雄市リサイクルセンター)	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。予定価格の範囲内であること。	(最低賃金改定前) 984円/時間(税別) (最低賃金改定後) 990円/時間(税別) ※別途従業員の通勤距離に考慮して通勤手当あり	公益社団法人佐賀県シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和4年3月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであり、該当団体が1団体であったため。
5	公園課	きたがた四季の丘公園除草及び清掃作業等業務	令和3年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	957,440円	公益社団法人武雄シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和4年3月31日	該当団体が1団体であったため。
6	公園課	公園トイレ清掃業務委託	令和3年4月	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。高齢者の再雇用を促進する。	1,217,370円	公益社団法人武雄シルバー人材センター	令和3年4月1日	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日	該当団体が1団体であったため。